

居宅介護支援センター ル・サンテリオン東郷のご利用案内

(重 要 事 項 説 明 書 令和6年4月1日現在)

サービス種別：居宅介護支援

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・運営主体	社会福祉法人 敬仁会 理事長 藤井一博
・施設名	居宅介護支援センター ル・サンテリオン東郷
・開設年月日	平成12年4月1日
・所在地	鳥取県東伯郡湯梨浜町野花443-1
・電話番号	0858-32-2570
・ファックス番号	0858-32-2574
・管 理 者	森本裕正
・介護保険指定番号	3171400116号
・事業内容	居宅介護支援

(2) 居宅介護支援事業所の目的・運営方針

居宅介護支援事業所は利用者が居宅サービスの適切な利用が出来るように居宅サービス計画を作り、居宅サービス事業者と連絡調整を行います。

この目的に添って、居宅介護支援センター ル・サンテリオン東郷では、以下のよ
うな運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

- ・利用者が居宅で出来るだけ自立した生活を送れるように配慮します。
- ・利用者の選択に基づいて、総合的かつ効率的にサービスが提供されるよう配慮します。
- ・利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができるよう利用者の立場に立って、公正中立に対応します。
- ・ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び、各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明し、介護サービス情報公表制度において公表します。
- ・市町村や他の事業所との連携を図ります。
- ・認知症高齢者・独居高齢者が今までの暮らしを安心して送れるよう支援します。

(3) 職員の職種、員数及び職務内容

	人員数	業務内容
・施設長	1名	施設の運営管理
・管理者（兼務）	1名	管理・監督・指導
・介護支援専門員（主任介護支援専門員を含む）	1名以上	<ul style="list-style-type: none">要介護認定などの申請にかかる援助居宅サービス計画の作成（実施状況の把握、サービス担当者会議の開催含む）市町村への給付管理票の提出等

* 上記人員数を下回らないものとします。

2. 営業日及び営業時間

(1) 営業日 平日（月曜日～金曜日）8：30～17：30

(2) 休業日 土・日曜日、祝祭日

(3) 特別休暇 12月30日～1月3日

◎ 但し緊急時は休業日も含め24時間連絡体制を整えていますので、ご連絡下さい。

3. サービスの提供方法・内容

(1) サービスの内容、利用料などの情報を利用者、家族に提供します。

(2) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接を行います。

- 利用者及び家族の生活に対する意向の確認を行います。

- 利用者が抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握します。

(3) 居宅サービス計画の作成と提示

- 居宅サービス計画の原案を作成します。

- 利用者、家族に居宅サービス計画書の内容を説明し、同意をいただきます。

- 居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付します。

- 必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

(4) 居宅サービス計画の実施状況の把握を行います。

(5) 1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行います。

また、利用者の同意を得た上で、テレビ電話装置その他情報通信機器を活用したモニタリングを行う場合は、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。

(6) 居宅サービス計画の実施状況等の把握・評価の結果を毎月記録します。

(7) サービス担当者会議の開催

- 居宅サービス計画の新規作成の場合。

- 要介護更新認定の場合。

- 要介護状態区分の変更認定の場合。

(8) 他機関との連携

- ・入院時や退院・退所時に、病院等と利用者に関する必要な情報提供等を行います。
- ・必要時には地域包括支援センターへの情報提供・連携を行います。

(9) その他

- ・認知症高齢者、独居高齢者に対する安心した生活への支援を行います。
- ・職員は、事業所の質を確保するために、計画的な研修・会議を行います。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するため、指針を整備し計画的な研修会議を行います。

4. 利用料

(1) 居宅介護支援費の負担

通常、当事業所で居宅サービス計画を作成する場合は、全額介護保険からの支払いとなり、利用者の負担金はありません。

(2) 介護支援費の利用者の負担金が生じる場合

(ア) 居宅サービス計画を自己作成した場合

(イ) 介護保険料が未納で介護保険証に負担割合が記されている場合

(3) (2) の場合の負担金

居宅介護支援費は、要介護1・2の場合1月あたり10,860円、要介護3・4・5の場合1月あたり14,110円が請求額となります。

その他、支援状況に応じた各種加算がかかる場合があります。

◎上記料金は以下の基準を満たしている場合に限ります。

・3-(5)(6)(7)の基準を満たしている場合。

・介護支援専門員を利用者44名またはその端数を増すごとに1名を標準とし配置する。

(4) 居宅介護支援費 料金表

サービス内容		利用料金
基本料金	要介護1・2	1月あたり10,860円
	要介護3・4・5	1月あたり14,110円
その他 の 加	□初回加算	初回月のみ3,000円
	□特定事業所加算Ⅰ	1月あたり5,190円
	□特定事業所加算Ⅱ	1月あたり4,210円
	□特定事業所加算Ⅲ	1月あたり3,230円
	□特定事業所加算A	1月あたり1,140円
	□特定事業所医療介護連携加算	1月あたり1,250円

算	□通院時情報連携加算	1月に1回まで500円
	□入院時情報連携加算Ⅰ	1月あたり2,500円
	□入院時情報連携加算Ⅱ	1月あたり2,000円
		カンファレンス無 1回 4,500円 2回 6,000円
	□退院退所加算	カンファレンス有 1回 6,000円 2回 7,500円 3回 9,000円
	□緊急時等居宅カンファレンス加算	1回あたり2,000円
	□ターミナルケアマネジメント加算	1月あたり4,000円

5. 個人情報の取り扱いについて

（1）社会福祉法人敬仁会個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

「社会福祉法人敬仁会個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」をご覧ください。

（2）個人情報の利用目的の特定について

「個人情報の利用目的の特定について」をご覧ください。

6. ご利用者の権利について

介護保険法第73条の規定にしたがい、ご利用者の権利を保障し、これを実現することに努めます。

「ご利用者の権利について」をご参照下さい。

7. 通常の事業の実施地域

湯梨浜町、倉吉市

◎ 上記以外でご希望の方はご相談下さい。

8. 事故発生の防止及び発生時の対応について

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 職場におけるハラスメント対応について

- ・職場において 行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動に対し、必要な措置を講じます。

- ・職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにセクハラ行為などは固くお断りいたします。

10. 虐待防止に関する事項について

- ・ご利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知します。
- ・虐待を防止するための措置を適切に実施するための担当者を設置し、定期的な研修を実施します。

11. 業務継続計画の策定等について

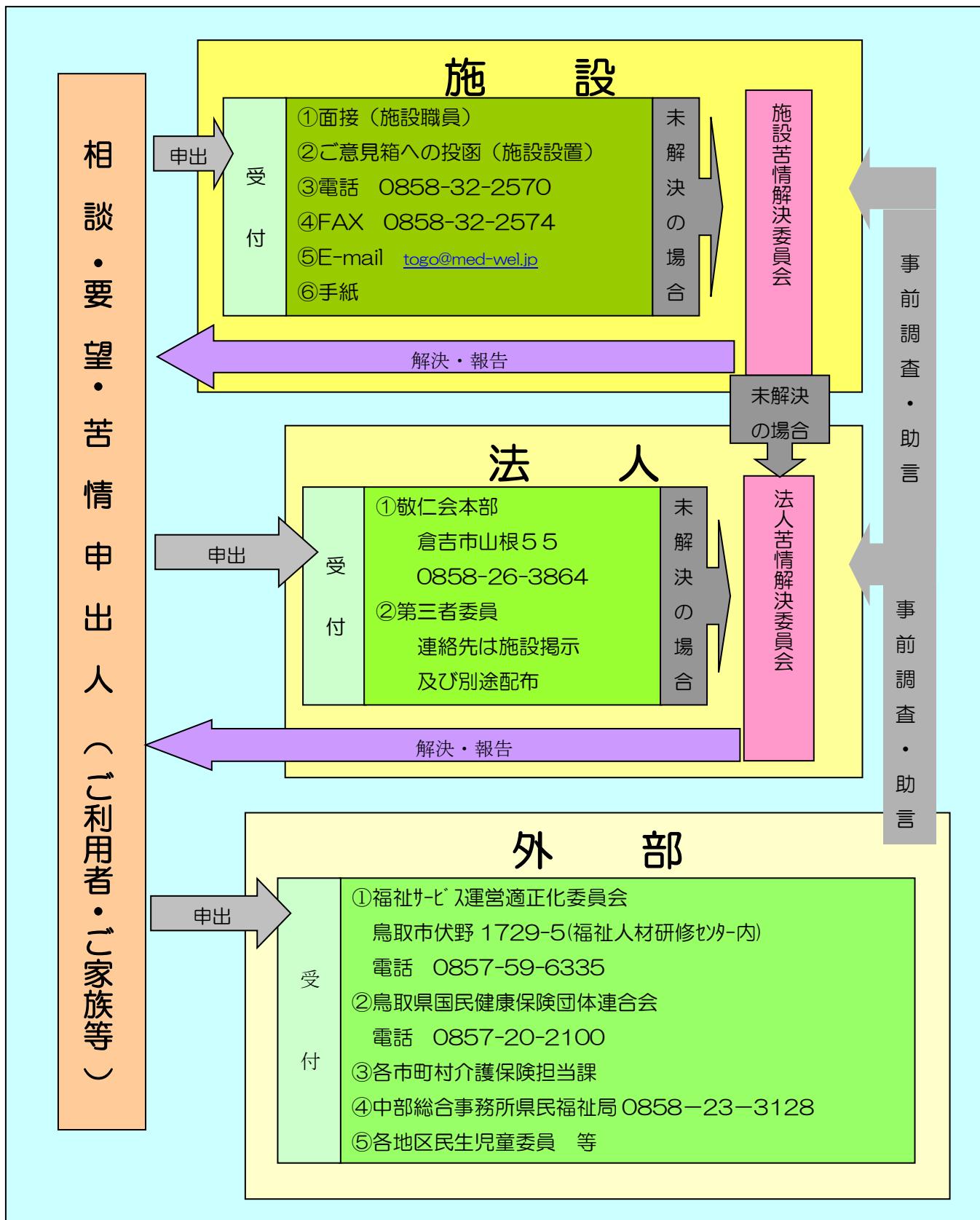
- ・感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、定期的に業務継続計画の見直しを行います。
- ・当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

12. 衛生管理及び感染症対策について

- ・ご利用者と事業所の衛生管理に努めるとともに感染症が発生し、又はまん延しないように対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知いたします。
- ・事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

13. サービス内容に関する相談、要望、苦情について

(1) 相談、苦情については、下記の方法にてお受けいたします。



（2）前項でお受けした内容については担当者が速やかに対応いたします。

- ・ご意見箱は、ル・サンテリオン東郷施設内に設置します
- ・電話 0858-32-2570
- ・FAX 0858-32-2574
- ・担当者 今田 悅雅・森本 裕正

サービスの提供・ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。なお、説明した内容につきましては、サービスの見直し等により変更することもございますのでご了承下さい。

居宅介護支援センター ル・サンテリオン東郷

説明者：

「居宅介護支援センター ル・サンテリオン東郷のご利用案内」（令和6年4月1日現在）の説明を受けて、サービス利用について同意いたします。

同意日 令和 年 月 日

利用者 〔住 所〕

〔氏 名〕 印
(代筆者)

【社会福祉法人敬仁会個人情報保護方針（プライバシーポリシー）】

社会福祉法人敬仁会個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1. 基本方針

社会福祉法人敬仁会（以下「法人」という。）は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドライン（以下「法令等」という）を遵守し、個人情報の保護を図ることをお約束いたします。

2. 個人情報の適正な取得

法人は、個人情報を適正・適法な手段で取得いたします。

3. 利用目的の特定

法人は、個人情報の取扱いにあたり、利用目的をできる限り特定するとともに、法令等に規定されている場合を除いて明示した利用目的以外での利用はいたしません。仮に、明示した利用目的外にて個人情報を利用する場合には、事前にご本人の同意を得ます。

4. 個人情報の第三者への提供

法人は、法令等に規定されている場合及びご本人の事前同意を得た場合を除き、第三者に個人情報を開示・提供いたしません。

5. 個人情報取扱に関する苦情への対応

法人は、個人情報の取扱に関して苦情が寄せられた時は、適切かつ速やかに対応します。

6. 個人情報の開示、訂正、利用停止等

法人は、ご本人から個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用停止等を求められたときには、所定の手続きに従って速やかに対応いたします。法令等により対応しかねる場合は、速やかに通知いたします。

7. 個人情報の維持・更新

法人は、保有する個人情報を利用目的範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

8. 個人情報保護対策

法人は、個人情報の漏えい・紛失・改ざんの防止のほか、個人情報の安全管理のために合理的かつ適切な措置を迅速に行います。

【個人情報の利用目的の特定について】

個人情報の利用目的の特定について

社会福祉法人 敬仁会（以下「法人」という。）は、取得したご利用者及びそのご家族の個人情報に関する利用目的を以下のとおり特定します。

1. 法人内部での利用

- ①利用者等に提供する福祉サービス
- ②法人の管理運営業務
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・費用の請求及び収受に関する事務
 - ・事故等の内部報告
 - ・福祉サービスの向上のための資料
 - ・実習への協力及びケース研究

2. 法人外部への福祉サービスに付随する情報提供

- ・医療機関、福祉施設等との連携
- ・医療機関、福祉施設等への照会に対する回答
- ・外部の医師等に意見・助言を求める場合
- ・給食等の業務委託
- ・家族等への状況説明
- ・費用の請求及び収受に関する事務

3. 利用目的による制限の例外

- ①法令に基づく場合（別表）
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

【利用者の権利について】

利用者の権利について

ご利用者は、当施設内のサービス提供に関して以下の権利を有します。またこれらの権利を行使することによって、ご利用者はいかなる人権侵害も受けることはありません。

- ご利用者は、当施設で利用できるサービスの種類・内容・その費用負担およびこれを利用するときの権利と、遵守しなければならない当施設の義務について知る権利を有します。
- ご利用者は、サービス提供方法の決定過程に参加し、自己選択・自己決定する権利を有します。
- ご利用者は、サービス提供上において独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利を有します。
- ご利用者は、虐待および身体的、精神的拘束からの自由の権利を有します。
- ご利用者は、サービス提供上においていかなる差別を受けない権利を有します。
- ご利用者は、提供するサービスに対しての苦情要望等があれば、いつでも相談申出窓口担当者、敬仁会運営適正化委員会、その他関係市町に申し出る権利を有します。

上記事項については「6. サービス内容に関する相談、要望、苦情について」をご参照下さい。

またご利用者の権利擁護に関する相談や問い合わせ等については、当施設支援相談員までお気軽にご相談下さい。

関係法律条項（介護保険法）について

（指定居宅サービスの事業の基準）

第 73 条

指定居宅サービス事業者は、次条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者等の心身の状況等に応じて適切な指定居宅サービスを提供するとともに、自らその提供する指定居宅サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定居宅サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。